

○財務省告示第百六十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成二十六年四月二十一日に発行した割引短期国債  
 の発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十六年五月十三日  
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の適用	振替法の適 用等	発行方法	発行金額	振替単位	発行日	発行価格	償還期限
国庫短期証券（第四百四十六回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 日本銀行による借換えのための 引受け	額面金額で九十二億円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成二十六年四月二十一日	額面金額百円につき九十九円九 十六銭	平成二十七年四月二十日	ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に	

十 十 十  
三 二 一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償  
成 本 面 還  
二 銀 金 金  
十 行 額 を  
六 額 百 支  
年 円 円 払  
四 に う  
月 つ き  
二 百  
十 円  
一  
日